

指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 福知山シルバーが開設するニコニコハウスりんご村（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「福知山市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月26日条例第44号）及び「福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年3月26日条例第45号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ニコニコハウスりんご村
- （2） 所 在 地 福知山市字牧小字狭間250番5
- （3） 事業単位 1単位
- （4） 利用定員 1日12人

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人
 - （イ） 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - （ロ） 従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - （ハ） 同一敷地内にある他の事業所の業務との兼務をしても差支えない。
- （二） 事業所の従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働

きやすい職場環境を醸成する。

(2) 生活相談員 1人以上

- (イ) 利用者及び家族等からの相談や利用計画、日程等のサービス調整を行う。
- (ロ) 従業者に対する技術指導、事業計画の作成を行う。
- (ハ) 居宅介護支援事業者等関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 介護職員 2人以上

- (イ) 利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活の支援を行う。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

- (イ) 利用者の要介護状態等の軽減および予防のために必要な機能訓練を行う。
- (ロ) 関係医療機関等との連携を行う。

(5) 従業者は、資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(6) 従業者は、相互に職責を理解し、協調するとともに常に秩序と品位を保持する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(定休日 日曜日)

但し、利用者の居宅サービス計画に差し支えない場合、休業日を設定することができる。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

＜サービス提供時間＞ 午前9時から午後4時15分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 生活相談、機能訓練、健康チェック、送迎、入浴、給食、アクティビティ（介護予防）のサービスを提供する。

2 食費は、次に掲げる額を徴収する。

(1) 昼食代は、700円を徴収する。

(2) おやつ代は、100円を徴収する。

3 おむつ代は、その実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。

5 正当な理由がなく通所介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については重要事項説明書のとおりとする。

なお、介護予防サービスについては、月額定額報酬のためキャンセル料は徴収しない。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(事故発生時等における対応方法)

第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に連絡するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旧福知山市内とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(秘密の保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。

- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこと。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業者の研修等)

第16条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年12回以上

2 全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画)

第18条 事業所は、感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人福知山シルバーと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、

平成23年	5月	1日から施行する。
平成24年	4月	1日から施行する。
平成24年	5月	1日から施行する。
平成25年	6月	1日から施行する。
平成28年	9月	1日から施行する。
平成30年	4月	1日から施行する。
令和2年	1月	1日から施行する。
令和2年	4月	1日から施行する。
令和3年	4月	1日から施行する。
令和4年	4月	1日から施行する。
令和6年	4月	1日から施行する。
令和7年	4月	1日から施行する。